

令和6年度浄水水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

水質検査項目	月													備 考	規定基準値	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	令和1年度実績	30年度測定値	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
1 一般細菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	100個/mL以下	0	0	0	0	0	
2 大腸菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物			●											水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.01mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
4 水銀及びその化合物			●												0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5 セレン及びその化合物			●												0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6 鉛及びその化合物			●												0.01mg/L以下	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	
7 ヒ素及びその化合物			●												0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8 六価クロム化合物			●												0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
9 亜硫酸態窒素			●												0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	0.007	<0.004	<0.004	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○	●		○		○		○		○		○		規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素			●												水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	10mg/L以下	0.17	0.14	0.14	0.18	0.18
12 フッ素及びその化合物			●											0.8mg/L以下		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13 ホウ素及びその化合物			●											1.0mg/L以下		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
14 四塩化炭素			●											0.002mg/L以下		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
15 1,4-ジオキサン			●											0.05mg/L以下		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			●											0.04mg/L以下		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
17 ジクロロメタン			●											0.02mg/L以下		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
18 テトラクロロエチレン			●											0.01mg/L以下		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19 トリクロロエチレン			●											0.03mg/L以下		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20 ベンゼン			●											0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
21 塩素酸		○			○		○		○		○		○	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.068	0.068	
22 クロロ酢酸		○			○		○		○		○		○		0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
23 クロロホルム		○			○		○		○		○		○		0.06mg/L以下	0.003	<0.001	0.003	0.0043	0.0028	
24 ジクロロ酢酸		○			○		○		○		○		○		0.03mg/L以下	0.006	0.001	0.004	0.004	0.003	
25 ジブromクロロメタン		○			○		○		○		○		○		0.1mg/L以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.0010	<0.0010	
26 臭素酸		○			○		○		○		○		○		0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)		○			○		○		○		○		○		規定で省略不可項目のため、定められている3月に1回の検査を実施する。	0.1mg/L以下	0.012	0.002	0.005	0.0068	0.0058
28 トリクロロ酢酸		○			○		○		○		○		○		0.03mg/L以下	0.003	0.001	0.002	0.003	0.003	
29 プロモジクロロメタン		○			○		○		○		○		○		0.03mg/L以下	0.002	0.001	0.002	0.0025	0.0023	
30 プロモホルム		○			○		○		○		○		○		0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0010	<0.0010	
31 ホルムアルデヒド		○			○		○		○		○		○		0.08mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.005	
32 亜鉛及びその化合物			●											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
33 アルミニウム及びその化合物			●												0.2mg/L以下	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	
34 鉄及びその化合物			●												0.3mg/L以下	<0.01	<0.01	0.04	<0.01	<0.01	
35 銅及びその化合物			●												1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
36 ナトリウム及びその化合物			●											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略し年に1回とする。	200mg/L以下	7.5	6.9	7.1	6.9	6.9	
37 マンガン及びその化合物			●											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	
38 塩化物イオン	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	200mg/L以下	7.8	8.1	7	7.3	7.3	

39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○	●												過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略し年に1回とする。	300mg/L以下	24	22	23	22	22
40	蒸発残留物			○	●												過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略し年に1回とする。	500mg/L以下	89	75	75	72	82
41	陰イオン界面活性剤			○	●												過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないことが明らかであることが認められるので、回数を省略し年に1回とする。	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン				●					○						0.00001mg/L以下		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール				●					○						0.00001mg/L以下		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤			○	●											0.02mg/L以下		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類			○	●											0.005mg/L以下		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	3mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6
47	pH値			○	●					○							自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回とする。	5.8以上8.6以下	7.4	7.3	7.2	7.22	6.96
48	味	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		5度以下	0.4	<0.1	0.6	0.7	0.9
51	濁度			○	●					○							自動連続測定・記録を行っているため、規定により検査回数を省略して3月に1回の検査を実施する。	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.01	0.01
合 計		7	7	26	40	7	7	23	7	7	21	7	7	21									

<原水>

嫌気性芽胞菌 指標菌検査	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				1	不検出	不検出	1.08	1.17
大腸菌(最確数法による定量試験)指標菌検査	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				130	<1.8	23	10.38	13.32
クリプトスポリジウム等(原虫検査)				●				●						●				不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※ 採水場所は、給水区域内の給水栓より随時場所を変更し採取する。

※ 水質検査の委託先:毎年見積合わせにより業者を決定し、実施する。

※ 臨時の水質検査は、定期検査を委託している業者へ別途依頼する。

※ 原水全項目検査は、上記の21番塩素酸から31番ホルムアルデヒドまでを除く40項目を6月に実施する。